

令和3年3月1日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 行政手続き等における押印の見直しについて……………	1
2 「指定管理者制度の運用に関する指針」の改正（案）について……………	3
3 令和3年度税制改正案の概要について……………	6
4 茅ヶ崎ゴルフ場の利活用について……………	8

1 行政手続き等における押印の見直しについて

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策として、人と人との接触を減らすための方策であるテレワークや、対面主義を是正するための行政手続きオンライン化の推進にあたり障害となっている押印の見直しについて、全庁を挙げた取組を推進する。

(2) 押印の見直しの概要

ア 押印廃止の基本的考え方

「行政手続きの簡素化による県民の負担軽減及び行政手続きのオンライン化による利便性の向上」を目的とし、原則として、押印を廃止する。

なお、補助金・貸付金等の金銭関係の申請書等の押印は、慎重な取扱いを要するため別途検討している。

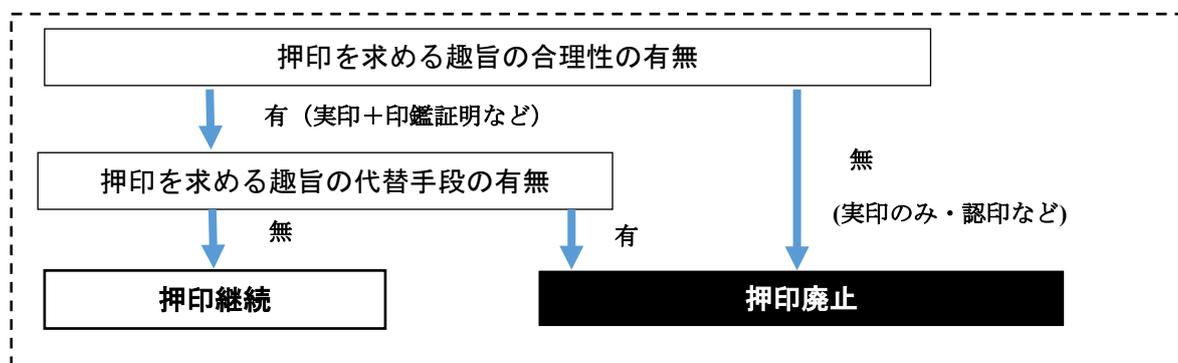
イ 押印廃止に向けた対応

(ア) 県民・法人等からの申請・届出における押印について

次の2段階による基準をもとに判断する。

- ・ 押印を求める趣旨の合理性の有無
実印及び印鑑証明の提出を求めるなど、本人確認のために押印を求める合理性がある手続きを除き、原則押印を廃止する。
- ・ 押印を求める趣旨の代替手段の有無
押印を求める趣旨の合理性がある手続きにおいても、本人確認書類の写し等による本人確認の代替手段がある場合は、原則押印を廃止する。

【参考 押印廃止のフローチャート】



(イ) 庁内における職員の押印について

手続のオンライン化になじまないとと思われるものを除き、速やかに押印を廃止する。

(3) 押印の見直し方法

押印を求めている手続について、根拠の種類に従い、次のとおり見直しを実施する。

ア 国の法令等又は国の通知等に根拠があるもの

国の動向に従い、見直しを実施する。

イ 県の例規等を根拠とするもの

(ア) 条例

条例改正が必要な3条例については、令和3年第一回定例会において、職員の押印手続きである「職員のサービスの宣誓に関する条例」及び「公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例」を改正議案として提出している。県民・法人等からの届出である「神奈川県県営上水道条例」については、第二回定例会以降に改正を予定している。

(イ) 規則・訓令

令和3年4月以降に一括改正を予定している。

なお、既に国の政省令が改正され現時点においても押印の廃止が可能なものがあることから、総務局長通知により暫定的な運用として押印を求めないこととしている。

(ウ) 要綱・要領及びその他の根拠（募集要項、実施要領、手引き等）

所管所属により、押印の廃止に向け速やかに規定を改正する。

(4) 押印を廃止とする行政手続きの数 計5,894件

県民・法人等からの申請・届出 5,320件

庁内における職員の押印手続き 574件

【参考 押印を求める行政手続き等の見直し状況（根拠別集計）】

（令和3年2月26日現在）

	全数	廃止（既に廃止を含む）の方向	継続の方向	保留
国の法令等	2,213 (6)	1,677 (4)	34 (0)	502 (2)
県の条例	3 (2)	3 (2)	0 (0)	0 (0)
県の規則・訓令	1,063 (218)	797 (118)	84 (36)	182 (64)
県の要綱・要領等	3,940 (536)	3,417 (450)	141 (4)	382 (82)
合計	7,219 (762)	5,894 (574)	259 (40)	1,066 (148)

※1 括弧内は、庁内における職員の押印手続きで、内数。

※2 「保留」は、現時点において、根拠とする国の法令等が改正されていない手続き。

※3 補助金・貸付金等の金銭関係の申請の押印を除く。

※4 警察所管の押印を求める手続きのうち、「公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例」にかかる手続き以外は除く。

2 「指定管理者制度の運用に関する指針」の改正（案）について

(1) 改正の趣旨

指定管理者制度導入後15年が経過し、この間、施設における効率的な管理運営を促してきた結果、指定管理施設における管理経費の節減は一定程度図られている状況にある。

そこで、今後、より良質なサービスの提供の提案を継続的に求めていくために、「指定管理者制度の運用に関する指針」（以下「指針」という。）の改正を行う。

(2) 改正の内容

ア 配点の変更

指針の「Ⅳ 指定管理者候補の募集」の選定基準における大項目のうち、「Ⅱ 管理経費の節減等」の配点を変更し、「Ⅰ サービスの向上」の配点を拡大する。

(ア) 「Ⅱ 管理経費の節減等」の配点を25点から20点に変更し、「Ⅰ サービスの向上」の配点を50点から55点に拡大する。

(イ) (ア)の配点を基本とするが、社会福祉施設等については、経費の節減を求め難い明確な理由があるため、必要に応じて「Ⅱ 管理経費の節減等」の配点の20点中、5点～15点を「Ⅰ サービスの向上」に移すことができることとする。

イ 最低基準点

アの改正に伴い、現在「『サービスの向上』及び『団体の業務遂行能力』を対象として75点満点の6割に相当する45点」としている最低基準点を、「『サービスの向上』及び『団体の業務遂行能力』の配点の合計点の6割に相当する点数」に改める。

(3) 今後の予定

令和3年3月 「指定管理者制度の運用に関する指針」改正

※ 改正指針は、令和3年4月1日から適用する。

改正案	現 行																																				
<p>I～III (略)</p> <p>IV 指定管理者候補の募集</p> <p>1 募集条件等の検討</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 選定基準</p> <p>ア 大項目</p> <p>指定管理者制度導入の目的である「Iサービスの向上」55点、「II管理経費の節減等」20点のほか、サービスを継続的・安定的に提供するための「III団体の業務遂行能力」25点を加えた3つの視点に基づき、100点満点で評価を行う。</p> <p>ただし、社会福祉施設等においては、経費の節減を求め難い明確な理由があるため、「II管理経費の節減等」の項目の配点を5点から20点の範囲内とし、減じた15点以内の点数を「Iサービスの向上」に配点することも可能とする。</p> <p>なお、同一の指定管理者が、非公募により管理運営を継続する場合は、サービスの向上に向けた提案となっているか等の視点から、厳正に審査・評価する。</p> <p>■ 大項目の設定内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目 (共通)</th> <th>評価の視点 (例)</th> <th>基本的な 配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I サービスの向上</td> <td>○ 県が求めるサービス水準を達成できる提案か ○ 事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているか</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>II 管理経費の節減等</td> <td>○ 県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が、正確かつ適切に積算された収支計画となっているか ○ 事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているか</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>III 団体の業務遂行能力</td> <td>○ 指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか ○ 指定管理業務を遂行できる技術的能力(専門人材の配置、類似業務の実績等)が確保されているか</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>V 指定管理者候補の選定</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 外部評価委員会における評価</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 最低基準点の設定</p> <p>指定管理者候補として必要な最低基準点は「サービスの向上」及び「団体の業務遂行能力」の配点の合計点の6割に相当する点数とし、募集要項に記載する。</p> <p>外部評価委員会の「サービスの向上」及び「団体の業務遂行能力」の評価点の合計が、最低基準点に達しない申請者は選外とし、順位付け及び指定管理者候補としての選定は行わない。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 大項目「II管理経費の節減等」の評価</p> <p>ア 評価の視点及び配点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中項目</th> <th>評価の視点</th> <th>基本的な 配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>節減努力等</td> <td>最低提案額(納付金施設の場合は最高提案額)を基準に計算式により評価</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>ウ 「節減努力等」の評価</p> <p>節減努力等の評価は、次の計算式により客観的に採点する。計算式は選定の公平性・透明性を確保するため、募集要項に記載する。</p> <p>(7) 県が指定管理者に指定管理料を支払う施設</p> <p>最低の提案額を満点とし、それ以外は「最低の提案額と、積算価格から20%節減した額とのうち高い金額」をそれぞれの提案額(積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減</p>	大項目 (共通)	評価の視点 (例)	基本的な 配点	I サービスの向上	○ 県が求めるサービス水準を達成できる提案か ○ 事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているか	55	II 管理経費の節減等	○ 県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が、正確かつ適切に積算された収支計画となっているか ○ 事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているか	20	III 団体の業務遂行能力	○ 指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか ○ 指定管理業務を遂行できる技術的能力(専門人材の配置、類似業務の実績等)が確保されているか	25	中項目	評価の視点	基本的な 配点	節減努力等	最低提案額(納付金施設の場合は最高提案額)を基準に計算式により評価	20点	<p>I～III (略)</p> <p>IV 指定管理者候補の募集</p> <p>1 募集条件等の検討</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 選定基準</p> <p>ア 大項目</p> <p>指定管理者制度導入の目的である「Iサービスの向上」50点、「II管理経費の節減等」25点のほか、サービスを継続的・安定的に提供するための「III団体の業務遂行能力」25点を加えた3つの視点に基づき、100点満点で評価を行う。</p> <p>(追加)</p> <p>なお、同一の指定管理者が、非公募により管理運営を継続する場合は、サービスの向上に向けた提案となっているか等の視点から、厳正に審査・評価する。</p> <p>■ 大項目の設定内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目 (共通)</th> <th>評価の視点 (例)</th> <th>(追加) 配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I サービスの向上</td> <td>○ 県が求めるサービス水準を達成できる提案か ○ 事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているか</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>II 管理経費の節減等</td> <td>○ 県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が、正確かつ適切に積算された収支計画となっているか ○ 事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているか</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>III 団体の業務遂行能力</td> <td>○ 指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか ○ 指定管理業務を遂行できる技術的能力(専門人材の配置、類似業務の実績等)が確保されているか</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>V 指定管理者候補の選定</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 外部評価委員会における評価</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 最低基準点の設定</p> <p>指定管理者候補として必要な最低基準点は「サービスの向上」及び「団体の業務遂行能力」を対象として75点満点の6割に相当する45点とし、募集要項に記載する。</p> <p>外部評価委員会の「サービスの向上」及び「団体の業務遂行能力」の評価点の合計が、最低基準点に達しない申請者は選外とし、順位付け及び指定管理者候補としての選定は行わない。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 大項目「II管理経費の節減等」の評価</p> <p>ア 評価の視点及び配点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中項目</th> <th>評価の視点</th> <th>(追加) 配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>節減努力等</td> <td>最低提案額(納付金施設の場合は最高提案額)を基準に計算式により評価</td> <td>25点</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>ウ 「節減努力等」の評価</p> <p>節減努力等の評価は、次の計算式により客観的に採点する。計算式は選定の公平性・透明性を確保するため、募集要項に記載する。</p> <p>(7) 県が指定管理者に指定管理料を支払う施設</p> <p>最低の提案額を満点とし、それ以外は「最低の提案額と、積算価格から20%節減した額とのうち高い金額」をそれぞれの提案額(積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減</p>	大項目 (共通)	評価の視点 (例)	(追加) 配点	I サービスの向上	○ 県が求めるサービス水準を達成できる提案か ○ 事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているか	50	II 管理経費の節減等	○ 県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が、正確かつ適切に積算された収支計画となっているか ○ 事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているか	25	III 団体の業務遂行能力	○ 指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか ○ 指定管理業務を遂行できる技術的能力(専門人材の配置、類似業務の実績等)が確保されているか	25	中項目	評価の視点	(追加) 配点	節減努力等	最低提案額(納付金施設の場合は最高提案額)を基準に計算式により評価	25点
大項目 (共通)	評価の視点 (例)	基本的な 配点																																			
I サービスの向上	○ 県が求めるサービス水準を達成できる提案か ○ 事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているか	55																																			
II 管理経費の節減等	○ 県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が、正確かつ適切に積算された収支計画となっているか ○ 事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているか	20																																			
III 団体の業務遂行能力	○ 指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか ○ 指定管理業務を遂行できる技術的能力(専門人材の配置、類似業務の実績等)が確保されているか	25																																			
中項目	評価の視点	基本的な 配点																																			
節減努力等	最低提案額(納付金施設の場合は最高提案額)を基準に計算式により評価	20点																																			
大項目 (共通)	評価の視点 (例)	(追加) 配点																																			
I サービスの向上	○ 県が求めるサービス水準を達成できる提案か ○ 事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているか	50																																			
II 管理経費の節減等	○ 県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が、正確かつ適切に積算された収支計画となっているか ○ 事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているか	25																																			
III 団体の業務遂行能力	○ 指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか ○ 指定管理業務を遂行できる技術的能力(専門人材の配置、類似業務の実績等)が確保されているか	25																																			
中項目	評価の視点	(追加) 配点																																			
節減努力等	最低提案額(納付金施設の場合は最高提案額)を基準に計算式により評価	25点																																			

改正案	現行
<p>した額) で除して点数化することにより評価する。積算価格を上回る提案は選外とする。</p> <p>なお、積算価格から 20%以上節減した提案額は一律満点となる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「Ⅱ管理経費の節減等」の配点 \times $\frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から 20\%節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額 (積算価格から 20\%以上節減している場合は、積算価格から 20\%節減した額)}}$</p> </div>	<p>した額) で除して点数化することにより評価する。積算価格を上回る提案は選外とする。</p> <p>なお、積算価格から 20%以上節減した提案額は一律満点となる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>25点 \times $\frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から 20\%節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額 (積算価格から 20\%以上節減している場合は、積算価格から 20\%節減した額)}}$</p> </div>
<p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p> <p>(イ) 納付金施設</p> <p>最高の提案額を満点とし、それ以外は提案額(満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額)を「最高の提案額と、満点とする納付金のうち低い金額」で除し点数化することにより評価する。積算価格を下回る提案は選外とする。</p> <p>なお、満点とする納付金を上回る提案額は一律満点となる。</p>	<p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p> <p>(イ) 納付金施設</p> <p>最高の提案額を満点とし、それ以外は提案額(満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額)を「最高の提案額と、満点とする納付金のうち低い金額」で除し点数化することにより評価する。積算価格を下回る提案は選外とする。</p> <p>なお、満点とする納付金を上回る提案額は一律満点となる。</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「Ⅱ管理経費の節減等」の配点 \times $\frac{\text{提案額 (満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額)}}{\text{「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額}}$</p> </div> <p>注1 「提案額」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>VI～VII (略)</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>25点 \times $\frac{\text{提案額 (満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額)}}{\text{「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額}}$</p> </div> <p>注1 「提案額」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>VI～VII (略)</p>

3 令和3年度税制改正案の概要について

令和3年度税制改正については、本年1月に地方税法の一部改正案が閣議決定され、第204回国会に提出された。令和3年度税制改正のうち、地方税関係の概要は次のとおりである。

(1) 自動車税関係

ア 環境性能割（取得時課税）の税率区分の見直し

- ・ 新たな燃費基準（令和12年度基準）の下で、自動車税環境性能割の税率区分を見直す。
- ・ その際、これまで非課税とされていたクリーンディーゼル車について、燃費基準の達成状況等を踏まえ、ガソリン車と同等に扱うこととするが、市場への配慮の観点から、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、2年間の激変緩和措置を講ずる。

(現行)

区分			税率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車			非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	R 2 基準	+20%達成	非課税
		+10%達成	1%
		達成	2%
上記以外			3%

(改正案)

区分			税率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車			非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車 クリーンディーゼル車	R 12 基準	85%達成	非課税
		75%達成	1%
		60%達成	2%
上記以外又はR2基準未達成			3%

イ 環境性能割の臨時的軽減の延長

- ・ 環境性能割の税率を1%軽減する措置の適用期間について、令和3年12月31日まで、9か月延長する。
- ・ この措置による地方税の減収は、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

ウ 種別割（保有時課税）のグリーン化特例（軽課）の見直し

- ・ 燃費性能等の優れた自動車に係る自動車税種別割の税率を軽減する措置（いわゆるグリーン化特例の軽課）の対象について、自家用乗用車においては、クリーンディーゼル車を除外し、営業用乗用車等においては、電気自動車等や新たな燃費基準の一定割合を達成した自動車に限定した上で、令和5年3月31日まで、2年延長する。

(2) 納税環境整備

ア 地方税共通納税システムの対象税目拡大

e L T A X（地方税のオンライン手続のためのシステム）を利用して電子納税ができる対象税目に、令和5年度から、自動車税種別割等を追加する。

イ 押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないとしている地方税関係書類について、令和3年度から、原則として押印を求めないこととする。

(3) その他

ア 不動産取得税

- ・ 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）について、令和6年3月31日まで、3年延長する。
- ・ 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）について、令和6年3月31日まで、3年延長する。

イ 軽油引取税

課税免除の特例措置について、適用実績が僅少な木材注薬業など一部を対象から除外した上で、適用期限を令和6年3月31日まで、3年延長する。

ウ 法人事業税

電気事業法の改正により、新たな事業類型として配電事業及び特定卸供給事業が創設されることに伴い、所要の措置を講ずる。

(4) 地方税法が改正された場合の本県の対応案

令和3年度税制改正に伴う地方税法の一部改正案は、現在開会中の第204回国会で審議中であるが、法案の成立時期によっては、本年4月1日から施行する必要がある神奈川県県税条例の改正について、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分させていただく可能性がある。

4 茅ヶ崎ゴルフ場の利活用について

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業については、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年8月31日をもって事業を中止し、当面、5年間程度は、ゴルフ場としての活用を継続する旨、令和2年9月総務政策常任委員会に報告したところである。

その後、ゴルフ場運営事業者を募集し、選定したので、その経過と今後の進め方について報告する。

(1) 公募条件

- ・ 現状のゴルフコース等を用いてゴルフ場を運営すること
- ・ ゴルフ場運営以外の利活用は、ゴルフ場の運営を妨げず、かつ、法規制に抵触しない範囲で可
- ・ 事業期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
- ・ 貸付料 土地 m²単価800円以上、建物 2,027,354円以上

(2) 選定経過

令和2年12月18日 ～3年1月14日	応募図書受付
令和3年1月14日～20日	参加資格要件等の審査
1月21日	事業提案のプレゼンテーション及びヒアリング
1月25日	事業者選定
2月3日	契約締結

(3) 応募者数

1者

(4) 選定結果

ア 事業者

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
(東京都品川区東五反田2-10-2)

※ 現在運営中の事業者

イ 事業内容

- ・ ゴルフ場運営のほかゴルフコースを活用したイベントの開催（ヨガ、ドッグラン等）

- ・ その他、地域に開かれた土地利用を茅ヶ崎市等と調整しながら検討

ウ 貸付料（県）

約9,783万円／年（土地 約9,580万円、建物 約203万円）

エ 選定理由

- ・ ゴルフ場をパブリックとし、イベント開催を企画するなど、幅広く県民の利用機会を提供しようとしていること
- ・ 茅ヶ崎市が重視する広域避難場所の機能について、広域避難場所の存在や出入口の周知など、機能の充実強化に資するイベントを企画していること
- ・ 県内企業への業務発注やキッチンカーの誘致など、地域経済への貢献が期待できること

(5) 今後の進め方について

新型コロナウイルス感染症の収束状況や経済の回復状況などを見据えながら、5年後以降の新たな利活用について、茅ヶ崎市ともよく調整し検討していく。

参 考

茅ヶ崎ゴルフ場敷地概要

所在地 茅ヶ崎市菱沼海岸9-38

面積 198,786㎡

(内訳) 県有地 119,773㎡、茅ヶ崎協同(株)所有地 75,099㎡、
茅ヶ崎市有地 3,913㎡

用途地域 第1種低層住居専用地域

県有地価格(県有財産台帳) 約62億8千万円(52,400円/㎡)

